

## 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園等の利用者負担（案）について

新制度では、私立幼稚園・認定こども園を構成する幼稚園は、新制度へ移行して施設型給付を受けるか、移行せずに私学助成、就園奨励費補助を受けるかのいずれかを選択することとなっています。

現在、私立幼稚園の保育料は各園が設定していますが、新制度に移行する私立幼稚園・認定こども園の利用者負担（教育・保育施設を利用した際に施設に支払う保育料）は、国の基準額を上限として、市が定めることとされています。

先般、幼稚園・認定こども園における教育を希望する子ども（1号認定子ども）に係る利用者負担の国の基準額（案）が示されたことを受けて、本市の利用者負担（案）を定めました。設定にあたっては、次の考え方に基づいています。

なお、現時点の国基準額（案）に基づき設定したものであり、国の動向等により、今後変更が生じる可能性があります。

### 1 利用者負担の設定にあたっての国の考え方

- (1) 保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して設定（応能負担）。
- (2) 現行の私立幼稚園の保育料の全国平均額から、所得に応じた幼稚園就園奨励費補助を差し引いて設定。
- (3) 所得階層は現行の私立幼稚園就園奨励補助の階層と同様に5階層で設定。
- (4) 多子世帯の保育料の軽減は、年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料とする。

### 2 利用者負担の設定にあたっての市の考え方

- (1) 市内の私立幼稚園の現行保育料の平均額を基礎として設定。
- (2) 幼稚園と保育所の整合性に配慮し、保育所保育料と同様に所得階層を15階層で設定。
- (3) 幼稚園と保育所の保育時間の違いを考慮し、同一階層において逆転がおきないように設定。
- (4) 多子世帯の保育料の軽減は、国と同様とする。

### 3 利用者負担（案）

○市が設定しようとする利用者負担（案）

○国が示している利用者負担のイメージ

区分	利用者負担 (案)	【参考】	区分	利用者負担	
		保育所保育料 (4歳児以上)			
生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	
市町村民税非課税 (母子・障がい者)	0円	0円	市町村民税非課税 (所得割非課税含む) (母子・障がい者)	0円	
市町村民税非課税	1,000円	1,600円			
市町村民税均等割のみ (母子・障がい者)	0円	4,000円	市町村民税非課税 (所得割非課税含む)	9,100円	
市町村民税均等割のみ	4,000円	4,600円			
市 町 村 民 税 所 得 割	48,600円未満 (母子・障がい者)	4,500円	77,100円以下 (母子・障がい者)	15,100円	
	48,600円未満	5,500円			6,400円
	48,600円以上 54,600円未満	9,000円	77,100円以下	16,100円	
	54,600円以上 59,400円未満	12,000円			13,400円
	59,400円以上 78,600円未満	13,000円			16,600円
	78,600円以上 97,000円未満	14,000円	77,101円以上 211,200円以下	20,500円	
	97,000円以上 115,000円未満	15,000円			23,000円
	115,000円以上 133,000円未満	17,000円			25,200円
	133,000円以上 169,000円未満	18,000円			26,800円
	169,000円以上 268,000円未満	18,500円	211,201円以上	25,700円	
	268,000円以上 301,000円未満	19,000円			30,300円
301,000円以上 397,000円未満	32,600円				
397,000円以上	42,400円				

※ 幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。

※ 施設によって、バス代などの追加費用がある場合があります。

### 4 利用者負担の決定について

国の予算編成を経て基準額が確定後、市の利用者負担を決定します。

なお、保育所、認定こども園等で保育を受ける子ども（2号・3号認定子ども）の保育料については、国が定める額を上限として、現行の保育所保育料等を考慮し、今後決定します。